

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 岩田 国夫

年月日	令和3年5月6日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団会費（年会費）			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため 全て政務活動			
按分率の説明				
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 奈良県内の問題を提議し、問題点に取り組む ◆本会の活動頻度 年に数回の会合 ◆参加者の状況 地方議員 奈良県における諸問題の把握に努め、議員活動に努めている。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000		8
合計	30,000円			
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連携し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超えて、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議會議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。

- 1. 議長 1名 2. 幹事長 1名
- 3. 会計 1名 4. 幹事 若干名
- 5. 監事 2名

第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議會議員 | 3万円 | 2. 奈良市議會議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議會議員 | 2万円 | 4. 町村議會議員 | 1万6千円 |

②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 岩田 国夫

年 月 日	令和3年12月23日（木）他				
表題と発行部数	広報誌「岩田国夫県政詳報 2022年新年号」9,050部				
対象者	天理市内				
配布方法	個別郵送8,789部 手渡し配布261部				
発行目的	1年間の議員活動報告及び議会報告を行い、意見や要望を求める				
按分率の説明	県政詳報作成費及び発送代は共に按分率50% (一部議員活動以外の記載がある為)				
内容	令和3年の議会報告 令和3年の議員活動報告 意見や要望の呼び掛け、他				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	郵送代	日本郵便 ㈱	852,533円	@97×8,789部	63
	封筒代	山辺印刷 所	158,400円	@17.6×9,000部	68
	製作印刷代	㈱大和政 経通信社	664,587円	9,050枚	70
※合計 837,759円（50%充当）					
備考	添付資料：広報誌（岩田国夫県政詳報）				

注 発行した広報紙を添付してください。

岩田国夫

Iwata Kunio

県政詳報

Prefectural administration detailed information

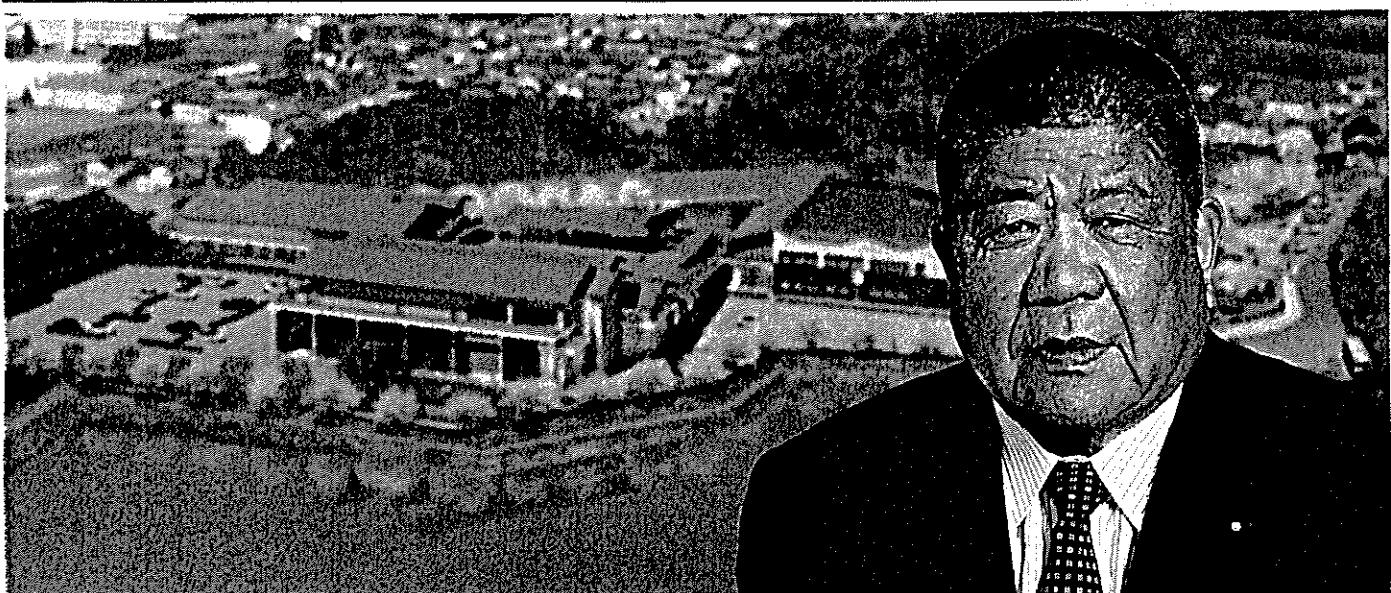
みなさまと共に安全で安心できるまちづくり

【21世紀】

2022年 新年号



【発行所】岩田国夫事務所

〒632-0033 奈良県天理市勾田町253-6
TEL.0743-63-6220 FAX.0743-63-6628

年頭所感

奈良県議会議員 岩田国夫

新年明けましておめでとうございます。天理市民の皆さんにおかれましては、健やかに令和4年の輝かしい新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。旧年中は皆さまに格別のご支援、ご指導を賜り、この場をお借りして深く御礼申し上げます。

引き続き新型コロナウイルスの脅威にさいなまれた昨年は、まさに「我慢の1年」となりました。延期された東京五輪が開催にこぎつけたものの、同時期に感染はさらに拡大しました。県内では昨年11月末までに計約1万5000人が感染し、149人の方がお亡くなりになりました。ここに謹んでお悔みと、心からのご冥福をお祈り申し上げます。

今年はいよいよ、天理市内初となる県立施設の「なら歴史芸術文化村」が3月21日に開村する予定で、現在工事が進められています。歴史、芸術、食と農をはじめ、奈良県の誇る文化に触れることができる施設です。日本で初めてとなる文化財4分野の修復作業現場の公開や、国内外から招いたアーティストとの交流など、魅力ある施設にまた、地元にぎわいをもたらす施設として、県議会からサポートしていく所存です。

末尾に私事になりますが、奈良新聞社による事実無根の記事に対する名誉棄損損害賠償請求の裁判は、一審でわたしが勝訴し、二審も相手方の主張を退け棄却。その後、昨年には最高裁が上告を退け、わたしが勝訴し、奈良新聞社が敗訴した判決が確定しました。長年、皆さまに大変ご心配賜りましたこと、感謝申し上げます。

この令和4年が、新型コロナウイルスの終息を願い、またこれらの脅威から脱却する節目になることを願い、皆さまのご健勝とご多幸を祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせさせていただきます。

県議会11月定例会／一般質問



市内初の県立施設「なら歴史芸術文化村」

にぎわい創出への取り組み

効果的な運営と交通アクセス確保へ

わたしは、県議会11月定例会の一般質問に登壇し、今年3月21日に開村する天理市内初となる県立施設「なら歴史芸術文化村」の効果的な運営やアクセス環境などの課題、にぎわいを創出するための今後の取り組みについて荒井正吾知事の考え方を聞きました。

新型コロナ 民間病院の協力を

なら歴史芸術文化村についての一般質問のほか、わたしは、新型コロナウイルスの第6波に備えた県の医療体制の強化への考え方、ボストコロナを見据えた県の観光振興・経済活性化への取り組み、幼保一元化の推進について質問をしました。

荒井知事は、なの歴史芸術文化村の開村に向けて現在準備を進めているところとし、この理念に基づき、文化財基本理念を▼来村者との交流の修復公開や展示、学芸員のを重視し、一人ひとりの感性や知識、関心に寄り添い自発的な学びを支援する」と、山の辺の道をはじめ、関連することを樂しめる取り組みを展開していくと答弁されました。

また、施設は道の駅に登録

創出していく方針です。

施設運営については、文化財修復団体や指定管理者など全入居団体とホテル事業者で構成する運営協議会を中心とし、奈良公園との接続を進めることとしています。

すでに11月、第1回の会議を開催しており、今後も定期的に協議を重ね連携を深めていく予定です。

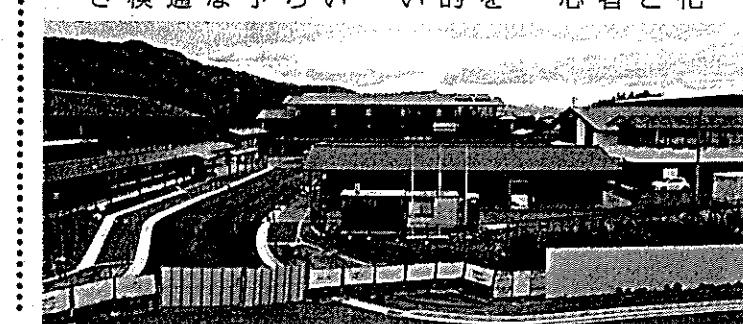
重要な交通アクセスについて、開村以後、天理駅から新たにシャトルバスを運行予定で、奈良公園との接続など、集客力向上のための交通

できるレストランで食事を楽しんだり、奈良の食材や工芸品をお賣り求めいただくこと、アクセスの確保についても検討していることを明らかにされましたが、奈良の魅力を満喫できる楽しみやにぎわいを

されました。

え、感染者全員の入院と宿泊療養を基本に、医療提供体制の確保にこれまで全力で取り組んできたと説明。

入院病床については、27の病院のご協力により、現在481床を確保している状況で、無症状や軽症の方に「利用いただき宿泊療養施設についても、ホテル事業者と地元



になっていきます。

民間病院には、公立・公的病院と同様に、新型コロナウイルスに感染された方の重症化を防ぐ効果があるとされており、「抗体カクテル」の活用について質問しました。

わたしは、新型コロナの第6波を前に、民間病院に一層の協力を求めるなど、医療体制の強化が必要と考えることを答弁されました。

荒井知事は、奈良県では「重症者や死」者を減らす」と、新型コロナウイルスのピーク時の総療養者数を上回る水準を維持している状況

について質問しました。民間病院には、公立・公的病院にも様々な場面でご協力をいただきつつ、第6波に備えて、金員参加で医療提供体制を強化していきたいと考えて

いると答弁されました。

観光、経済対策に力

奈良県は令和5（2023）年に日本で開催される、G7主要国首脳会合の関係閣僚会合の開催説を検討しています。わたしはこの説を実現を強く要望するとともに、県への観光客誘致をさらにアピールしていく必要性を説いています。

これらについて荒井知事は、観光は、本県経済において大きな役割を担っており、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた県内観光産業の回復は喫緊の課題であると位置づけました。

奈良のしのコンベンション開催を国内外に提案し、今年も県との連携を強め、コロナ6月には「ガストロノミーツーリズム世界フォーラム」が開催されました。

中で、就学前教育の充実については、従来の幼保の縦割り制度を統合し、就学前の子ども共通のはぐくみを実行したこと、また県の就学前教育実践ガイドラインとして「(仮)

奈良の子はぐくみ基本方針」も今年度中に策定する予定で、これらを基に市町村、保護者と共に、就学前教育の充実に努めていくと考えを明らかにされました。

今年度策定

今後、ますます少子化が進んでいく中で、保育・就学前教育の在り方は、幼保一元化の方向に変わっていくべきと考えるが、県はどう取り組んでいくのかを質問しました。

幼保一元化について荒井知事は、磯城郡3町と共に、大河野中央スーパー・シティ構想の検討を進めており、この

開催されますが、それに続けて、G7主要国首脳会合などの大規模な国際会議や、懇親会の開催説を検討しています。わたしはこの説を実現を強く要望するとともに、県への観光客誘致をさらにアピールしていく必要性を説いています。

第49回衆院解散総選挙は、自民党総裁選に挑戦した県2区選出の高市早苗氏が候補を大差で退け、9選を果たしました。

長を務める高市氏は、選舉中全国の遊説などではなく、選舉区に入るところが叶わないと、天理市をはじめ2区の多くの皆さまにお支えをいただきました。

わたしは自民党奈良県連の衆院2区幹事長として、選対事務所入りさせていただき、選舉中の陣頭指揮の一翼を担当させていただきました。投票

日10月31日は、投票が締め

つけさせていただきました。

等身大の高市氏のパネルを

囲んで万歳三唱し、その後、用意された大型のプロジェクト

ターに高市氏のビデオメッセージが映し出されました。

切られた午後8時に高市氏が

早々に当選を決めました。

わたしは「本人が不在の中

で皆さま一人ひとりが頑張つ

ていただいたことで、このよ

うな結果が得られたと思いま

す。今日が一つのスタートに

なります。奈良県から初め

て、また日本から初めての女性総理を出すべく、改めて結果をお願いします」とあいさ

つさせていただきました。

等身大の高市氏のパネルを

囲んで万歳三唱し、その後、用意された大型のプロジェクト

ターに高市氏のビデオメッセ

ージが映し出されました。

わたしは「本人が不在の中

で皆さま一人ひとりが頑張つ

ていただいたことで、このよ

うな結果が得られたと思いま

す。今日が一つのスタートに

なります。奈良県から初め

て、また日本から初めての女性総理を出すべく、改めて結果をお願いします」とあいさ

つさせていただきました。

等身大の高市氏のパネルを

囲んで万歳三唱し、その後、用意された大型のプロジェクト

ターに高市氏のビデオメッセ

ージが映し出されました。

わたしは「本人が不在の中

で皆さま一人ひとりが頑張つ

ていただいたことで、このよ

うな結果が得られたと思いま

す。今日が一つのスタートに

なります。奈良県から初め

て、また日本から初めての女性総理を出すべく、改めて結果をお願いします」とあいさ

つさせていただきました。

等身大の高市氏のパネルを

囲んで万歳三唱し、その後、用意された大型のプロジェクト

ターに高市氏のビデオメッセ

ージが映し出されました。

わたしは「本人が不在の中

で皆さま一人ひとりが頑張つ

ていただいたことで、このよ

うな結果が得られたと思いま

す。今日が一つのスタートに

なります。奈良県から初め

て、また日本から初めての女性総理を出すべく、改めて結果をお願いします」とあいさ

つさせていただきました。

等身大の高市氏のパネルを

囲んで万歳三唱し、その後、用意された大型のプロジェクト

ターに高市氏のビデオメッセ

ージが映し出されました。

わたしは「本人が不在の中

で皆さま一人ひとりが頑張つ

ていただいたことで、このよ

うな結果が得られたと思いま

す。今日が一つのスタートに

なります。奈良県から初め

て、また日本から初めての女性総理を出すべく、改めて結果をお願いします」とあいさ

つさせていただきました。

等身大の高市氏のパネルを

囲んで万歳三唱し、その後、用意された大型のプロジェクト

ターに高市氏のビデオメッセ

ージが映し出されました。

わたしは「本人が不在の中

で皆さま一人ひとりが頑張つ

ていただいたことで、このよ

うな結果が得られたと思いま

す。今日が一つのスタートに

なります。奈良県から初め

て、また日本から初めての女性総理を出すべく、改めて結果をお願いします」とあいさ

つさせていただきました。

等身大の高市氏のパネルを

囲んで万歳三唱し、その後、用意された大型のプロジェクト

ターに高市氏のビデオメッセ

ージが映し出されました。

わたしは「本人が不在の中

で皆さま一人ひとりが頑張つ

ていただいたことで、このよ

うな結果が得られたと思いま

す。今日が一つのスタートに

なります。奈良県から初め

て、また日本から初めての女性総理を出すべく、改めて結果をお願いします」とあいさ

つさせていただきました。

等身大の高市氏のパネルを

囲んで万歳三唱し、その後、用意された大型のプロジェクト

ターに高市氏のビデオメッセ

ージが映し出されました。

わたしは「本人が不在の中

で皆さま一人ひとりが頑張つ

ていただいたことで、このよ

うな結果が得られたと思いま

す。今日が一つのスタートに

なります。奈良県から初め

て、また日本から初めての女性総理を出すべく、改めて結果をお願いします」とあいさ

つさせていただきました。

等身大の高市氏のパネルを

囲んで万歳三唱し、その後、用意された大型のプロジェクト

ターに高市氏のビデオメッセ

ージが映し出されました。

わたしは「本人が不在の中

で皆さま一人ひとりが頑張つ

ていただいたことで、このよ

うな結果が得られたと思いま

す。今日が一つのスタートに

なります。奈良県から初め

て、また日本から初めての女性総理を出すべく、改めて結果をお願いします」とあいさ

つさせていただきました。

等身大の高市氏のパネルを

囲んで万歳三唱し、その後、用意された大型のプロジェクト

ターに高市氏のビデオメッセ

ージが映し出されました。

わたしは「本人が不在の中

で皆さま一人ひとりが頑張つ

ていただいたことで、このよ

うな結果が得られたと思いま

す。今日が一つのスタートに

なります。奈良県から初め

て、また日本から初めての女性総理を出すべく、改めて結果をお願いします」とあいさ

つさせていただきました。

等身大の高市氏のパネルを

囲んで万歳三唱し、その後、用意された大型のプロジェクト

ターに高市氏のビデオメッセ

ージが映し出されました。

わたしは「本人が不在の中

で皆さま一人ひとりが頑張つ

ていただいたことで、このよ

うな結果が得られたと思いま

す。今日が一つのスタートに

なります。奈良県から初め

て、また日本から初めての女性総理を出すべく、改めて結果をお願いします」とあいさ

つさせていただきました。

等身大の高市氏のパネルを

囲んで万歳三唱し、その後、用意された大型のプロジェクト

ターに高市氏のビデオメッセ

ージが映し出されました。

わたしは「本人が不在の中

で皆さま一人ひとりが頑張つ

ていただいたことで、このよ

うな結果が得られたと思いま

す。今日が一つのスタートに

なります。奈良県から初め

て、また日本から初めての女性総理を出すべく、改めて結果をお願いします」とあいさ

つさせていただきました。

等身大の高市氏のパネルを

囲んで万歳三唱し、その後、用意された大型のプロジェクト

ターに高市氏のビデオメッセ

ージが映し出されました。

わたしは「本人が不在の中

で皆さま一人ひとりが頑張つ

ていただいたことで、このよ

うな結果が得られたと思いま

す。今日が一つのスタートに

なります。奈良県から初め

て、また日本から初めての女性総理を出すべく、改めて結果をお願いします」とあいさ

つさせていただきました。

等身大の高市氏のパネルを

囲んで万歳三唱し、その後、用意された大型のプロジェクト

ターに高市氏のビデオメッセ

ージが映し出されました。

わたしは「本人が不在の中

で皆さま一人ひとりが頑張つ

ていただいたことで、このよ

うな結果が得られたと思いま

す。今日が一つのスタートに

なります。奈良県から初め

て、また日本から初めての女性総理を出すべく、改めて結果をお願いします」とあいさ

つさせていただきました。

等身大の高市氏のパネルを

囲んで万歳三唱し、その後、用意された大型のプロジェクト

ターに高市氏のビデオメッセ

ージが映し出されました。

わたしは「本人が不在の中

で皆さま一人ひとりが頑張つ

ていただいたことで、このよ

うな結果が得られたと思いま

す。今日が一つのスタートに

なります。奈良県から初め

て、また日本から初めての女性総理を出すべく、改めて結果をお願いします」とあいさ

つさせていただきました。

等身大の高市氏のパネルを

囲んで万歳三唱し、その後、用意された大型のプロジェクト

ターに高市氏のビデオメッセ

ージが映し出されました。

わたしは「本人が不在の中

で皆さま一人ひとりが頑張つ

ていただいたことで、このよ

うな結果が得られたと思いま

す。今日が一つのスタートに

なります。奈良県から初め

て、また日本から初めての女性総理を出すべく、改めて結果をお願いします」とあいさ

つさせていただきました。

等身大の高市氏のパネルを

囲んで万歳三唱し、その後、用意された大型のプロジェクト

ターに高市氏のビデオメッセ

ージが映し出されました。

わたしは「本人が不在の中

で皆さま一人ひとりが頑張つ

ていただいたことで、このよ

うな結果が得られたと思いま

す。今日が一つのスタートに

なります。奈良県から初め

て、また日本から初めての女性総理を出すべく、改めて結果をお願いします」とあいさ

つさせていただきました。

等身大の高市氏のパネルを

囲んで万歳三唱し、その後、用意された大型のプロジェクト

ターに高市氏のビデオメッセ

ージが映し出されました。

わたしは「本人が不在の中

で皆さま一人ひとりが頑張つ

ていただいたことで、このよ

うな結果が得られたと思いま

す。今日が一つのスタートに

なります。奈良県から初め

奈良新聞社（奈良市法華寺町）が発行する奈良新聞において計7回にわたり「黒い交際」などとして暴力団の元組長とわたしが交際しているとの虚偽の報道をしたことにいて、わたしは同社を相手取り名譽棄損の裁判を起こし、このたび勝訴しました。これを受けて経緯の説明など記者会見を開きました。また同社に対しては謝罪と訂正、再発防止を強く求めました。

記者会見でわたしは「事実無根の記事は自分だけではなく、家族や孫に精神的に大変な思いをさせた。本当に苦しかった。妻はまだこのことで通院している状況。奈良新聞には、この姿勢を改めてもらいたい。歯がゆい思いをしたがようやく終結した」と安堵していました。

虚偽報道 勝訴 名誉棄損の裁判



記者会見で経緯説明

「家族や孫にも精神的に大変な思い」

防止を強く求めました。

県議会2月定例会 一般質問

県議会2月定例会の一般質問でわたしは、県の電力自給率を向上させるために、県内に豊富に存在する木材を利用した木質バイオマス発電の推進を提案し、県の考えをただしました。

県は地形が急峻であることなどから、林道を含む路網密度は全国平均を下回り、全国順位では41位と大変低い状況にあります。このため木材を容易に搬出できない所が多いのが

木質バイオマス発電の推進を提案

県の電力自給率の向上へ

現状であると指摘。脱炭素社会の構築に向け、木材を利用した木質バイオマス発電を推進するために森林内の道路網整備が必要ではないかと問いました。

県内における基幹的な林道は、約870キロが整備されており、現在、県営林道として、五條市及び天川村において延伸整備を進めるほか、市町村による林道整備への補助を行っていると答弁されました。また作業

道については、年間約60キロほどの計画で整備を進めているところと説明がありました。

今後県は、市町村や森林組合、林業事業体との連携の強化を図りながら、災害に強く、持続的に森林資源を供給できる健全な森林づくりを目指し、その重要な基盤となる林道及び作業道の計画的かつ効率的な整備に取り組んでいく方針です。

後援会のご案内
後援会のご入会と、皆さま方からのご意見ご要望をお待ちいたしております。

TEL 0743(611)6110
FAX 0743(611)6618
<http://www.kuni-chan.jp/>

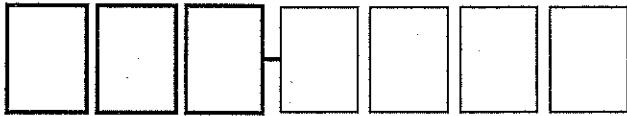


地元のご協力を得て令和元年度から道路改良工事に取り組んできた井之市から一本松までの区間が完成し、昨年12月21日午後2時から共用が開始されました。
前栽幼稚園前から喜殿交差点までの天理環状線(通称・たらばな街道)
杉本町→喜殿町
時間帯によっては自動車の交通量、歩行者数が多い交差点の安全性を高めるため、道路の拡幅工事を行う予定です。新年度より用地買収に入り、工事着手される予定です。

天理市内安心の田づくり



ゆうメール



年賀

岩田国夫 事務所

いわたくにお

〒632-0033
天理市勾田町253-6

TEL(0743) 63-6220
FAX(0743) 63-6628

第11号様式の11(第5条関係)

令和3年度事務所状況報告書

会派・議員名 岩田 国夫

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 天理市勾田町253-6 電話 0743-63-6220 延べ床面積 67.54 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 所有者 <input type="checkbox"/> 第三者 <input checked="" type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 67.54 m ² (a) うち政務活動使用面積 33.77 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 33.77 / 67.54 → <input type="checkbox"/> 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方：後援会・政党事務所との面積按分)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方：)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方：事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書

(一般事業用)

契約締結日 平成 23 年 6 月 30 日

契約始期 令和 3 年 8 月 1 日

契約終期 令和 5 年 7 月 31 日

貸主 株式会社 真 樣

借主 岩田園夫事務所 様

建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物

建 物 の 名 称 ・ 所 在 地 等	名称	ハイツ真規		部屋番号または 家屋番号	一階	
	所在 地	住居表示	天理市勾田町253-6			
		登記表示	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅表示に同じ <input type="checkbox"/> 住宅表示と異なる()			
		種類	賃家・マンション / 店舗・事務所・工場・倉庫・(住居付)			
	構造	木造・軽量鉄骨・ <u>鉄骨</u> ・鉄筋コンクリート()造 / 斜面葺 / 平屋建				
	床面積	67.54m ² の内、約 (登記簿面積 m ²)	m ²	バルコニー 専用庭	m ²	新築時期 平成14年1月
賃 貸 借 部 分	引渡し状況		<input type="checkbox"/> 内装済 <input checked="" type="checkbox"/> 現況渡し			
	設 備 等	トイレ	<u>専用</u> (水洗・非水洗)・共用 (水洗・非水洗)	電気	無・ <u>有</u>	(メーター専・子・割当・)
		浴室	無・ <u>有</u>	ガス	<u>無</u> ・有	(都市ガス・プロパンガス) (メーター専・子・割当・)
		シャワー	無・ <u>有</u>	上水道	<u>水道本管より直結</u> ・受水槽・井戸水	(メーター専・子・割当・)
		給湯設備	無・ <u>有</u>	下水道	無・ <u>有</u>	(公共下水道・浄化槽)接続未了 (メーター専・子・割当・)
		ガスコンロ	無・ <u>有</u>			
		冷暖房設備	無・ <u>有</u>			
		天井	無・ <u>有</u>			
		内壁	無・ <u>有</u>			
		床	無・ <u>有</u>			
※割当の場合、合計額を後記③に記載。						
附属施設	駐車場	<u>含む</u> ・含まない()	円/月			
	自転車置場	<u>含む</u> ・含まない()	円/月			
	物置	含む・含まない()	円/月			
	専用庭	<u>含む</u> ・含まない()	円/月			
※含まない場合、使用する使用料合計額を後記④に記載。						

(2) 契約期間

更新契約

始期	令和3年8月1日から	2年月間
終期	令和5年7月31日まで	

(3) 貸料等

賃料・共益費、管理費及び敷金等		支払期限	支払方法	
賃料 (消費税込)	① 100,000円	当月分・翌月分を 毎月末日まで	振込 又は 持参	金融機関名: 口座名: 口座番号: 名義人:
□ 共益費	② 円			
□ 管理費 (消費税別)				
附属施設等使用料 (消費税別)	設備合計③ 円			持参先:
	施設合計④ 円			
①+②+③+④ (消費税込)	100,000円	更新料 (消費税別)	賃料(新・旧)の ヶ月分 または	円
敷 金	礼 金	円	保 証 金	
そ の 他	損害保険料(借家人賠償責任担保特約保険)(年 ゴミ廃棄代(有・無))		保 証 金	年未満 % 年未満 % 年未満 % 年未満 % 年以上 %
備 考	礼金円は、前契約締結時に貸主が受領済の金員を 充当する。		返 還 率	年未満 % 年未満 % 年未満 % 年以上 %

注 返還される敷金・保証金には消費税は課税されませんが、返還されない敷金・礼金・保証金には、別途消費税が課税されます。

(4) 貸主及び管理人

貸主 (社名・代表者)	住所〒 氏名	電話
管理人 (社名・代表者)	住所〒 氏名	電話

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

建物の 所有者	住所〒 氏名 貸主との関係	電話
------------	---------------------	----

(5) 借主、使用目的及び業種等

借主の住所 及び氏名	住所〒 氏名	電話
使用目的		業種
緊急時の 連絡先	住所〒 氏名 借主との関係	電話

建物賃貸借契約約款（一般事業用）

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は頭書（1）に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書（2）に記載するとおりとする。

2 甲及び乙は契約期間が満了するヶ月前までに協議の上、本契約を更新することができる。

(使用目的)

第3条 乙は頭書（5）に記載する目的以外に本物件を使用してはならない。

2 乙は如何なる場合を問わず、本物件を住居としてはならない。

(賃料)

第4条 乙は頭書（3）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならぬ。ただし、賃料等の振込みの場合の手数料は乙の負担とする。

2 賃貸借の開始の月が1ヶ月に満たない場合、その月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。また、退去の場合には日割計算せず、乙はその月分まで支払うこととする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(賃料以外の費用)

第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な費用（以下この条において「維持管理費」という。）に充てるため、共益費または管理費を甲に支払うものとする。

2 前項の費用は、頭書（3）の記載に従い、甲に支払わなければならぬ。

3 賃貸借の開始の月が1ヶ月に満たない場合、その月の共益費または管理費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。また、退去の場合には日割計算せず、乙はその月分まで支払うこととする。

4 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費または管理費が不相当となったときは、協議の上、改定することができる。

5 乙が設置した造作、設備に課せられる公租公課は乙の負担とする。

6 その他、頭書（1）及び（3）に記載する賃料に含まない附属施設使用料並びに本物件の設備使用料及び消耗品の取替え費用、町内会費等は乙の負担とする。

(敷金または保証金)

第6条 乙は、甲に対し、本契約から生じる自己の債務の履行を担保するため、頭書（3）に記載する敷金または保証金を預託するものとする。ただし、敷金または保証金には利息を付さない。

2 乙は本物件を明渡すまでの間、敷金または保証金をもって賃料、共益費及び管理費その他の債務と相殺をすることができない。

- 3 甲は、本物件の明渡しを受けたときから、Xヶ月以内に敷金または保証金を乙に返還しなければならない。ただし、返還率の定めがある保証金の場合には、頭書（3）に記載する返還率により返還するものとする。
- 4 甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金または返還される保証金から差し引くことができる。
- 5 前項の場合には、甲は、敷金または保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。
- 6 乙は、敷金または保証金の返還請求権を第三者に譲渡、担保、質入れその他一切の処分をしてはならない。
(禁止または制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃貸借を譲渡し、または転貸してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替えまたは本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、規模の大小を問わず、本物件の原状を変更する際には、工事施工にかかる設計図面、仕様書を添えて、甲に変更の届出をし、書面による承諾を得なければならない。また、工事内容の変更にあたっては、改めて甲の書面による承諾を得なければならない。
- 4 乙は、乙または乙の依頼した施行業者等が、前記の工事により本物件、付帯設備及び共用設備に損害を与えた場合、一切の責任を負わなければならない。
- 5 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。
- 6 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げる行為を行ってはならない。

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について以上のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、署名または記名押印の上、各自その一通を保有する。

令和 5年 8月 /日

貸主（甲）住所
氏名

借主（乙）住所
氏名

連帯保証人住所
氏名

奈良県天理市田町193番地3
株式会社 真 規
代表取締役 岩田じのぶ
TEL 0743-63-0211 FAX 0743-63-6888



岩田国夫事務所
〒632-0033 天理市勾田町253-6
TEL 0743-63-6220 FAX 0743-63-6628

